

# 資料 7

## 障害者虐待の防止について

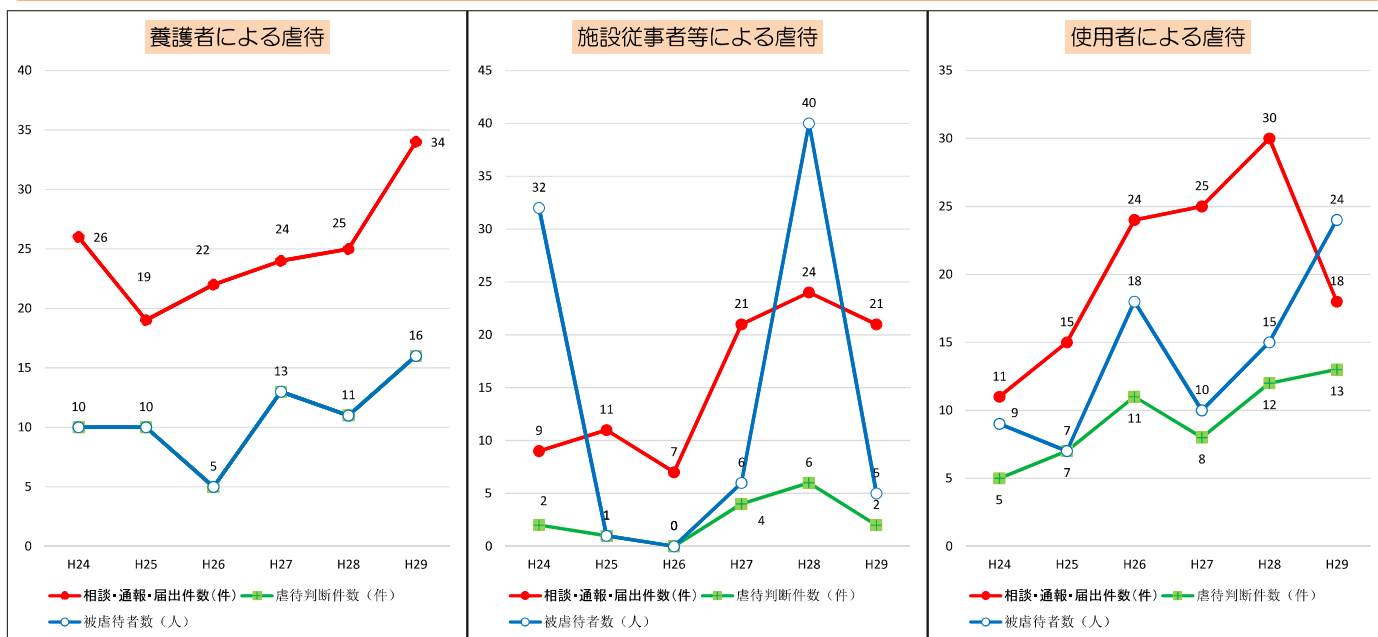
令和元(2019)年9月3日(火) 障害児通所支援事業者集団指導

栃木県保健福祉部障害福祉課

このページは空白です

# 障害者虐待の防止について

## 栃木県における障害者虐待件数の変遷



※平成24年度のデータは下半期のみデータ。  
 ※経年比較としては平成25年度から平成29年度の5ヶ年分が対象。

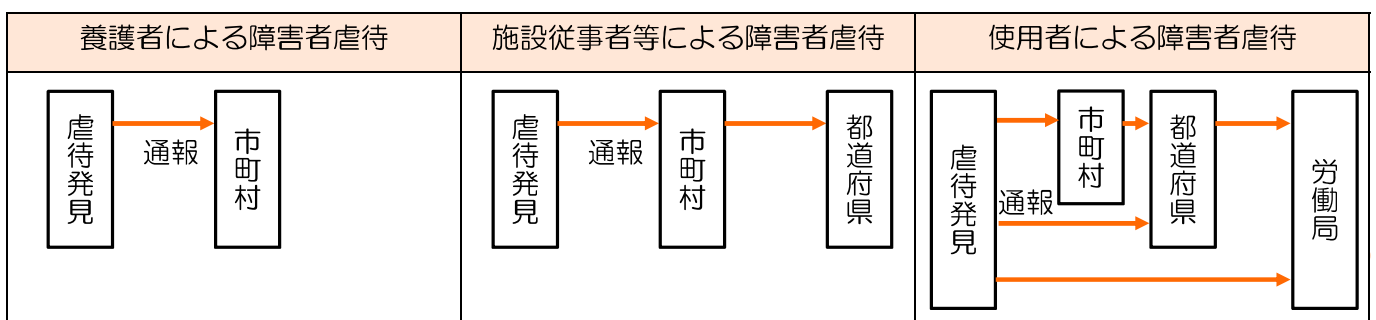
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 殴る</li> <li>・ 蹴る</li> <li>・ つねる</li> <li>・ 部屋に閉じ込める</li> <li>・ 縛りつける</li> <li>・ 無理やり食べさせる</li> <li>・ つなぎ服を着せる</li> </ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性行為を強要する</li> <li>・ 裸にする</li> <li>・ わいせつな映像を見せる</li> <li>・ キスをする</li> <li>・ 本人の前で、わいせつな言葉を発する</li> </ul>
放棄・放置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事や水分を与えない</li> <li>・ 入浴させない</li> <li>・ 病気、けがをしても通院させない</li> <li>・ 他の職員の虐待行為を放置する</li> </ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 怒鳴る</li> <li>・ ののしる</li> <li>・ 悪口を言う</li> <li>・ 侮辱する言葉を浴びせる</li> <li>・ 意図的に無視する</li> <li>・ 子供扱いする</li> </ul>
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金や賃金を渡さない</li> <li>・ 勝手に財産、預貯金等を処分する</li> <li>・ 最低賃金未満で雇用する</li> </ul>



障害者虐待防止法では、  
 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人に、  
 通報する義務を定めています。



「疑い」の段階で、通報義務が発生しています！



## 障害者福祉施設従事者は、一段高い意識が求められています

【障害者虐待防止法 第6条第2項】

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



P5

## 虐待のサインを見逃さないで

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>• 小さな傷がしばしば見られる</li><li>• やけどの跡がある</li><li>• 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある</li><li>• 急におびえたり、怖がったりする</li></ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>• 不自然な歩き方をする</li><li>• 性器の痛み、かゆみを訴える</li><li>• 周囲の人の体をさわようになる</li><li>• 卑猥な言葉を発するようになる</li></ul>
放棄・放置	<ul style="list-style-type: none"><li>• 体から異臭</li><li>• 汚れがひどい髪</li><li>• 爪が伸びて汚い</li><li>• ずっと同じ服を着ている</li><li>• 過度に空腹を訴える</li></ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>• かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる</li><li>• 無力感、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる</li><li>• 自傷行為がみられる</li></ul>
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>• 賃金を得ているのにお金を使っている様子がみられない</li><li>• 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない</li></ul>

P6

## 市町、児童相談所から報告をお願いする場合があります

児童虐待防止対策に係る事業者と市町村・児童相談所との連携の強化が求められています。

- 市町や児童相談所において、虐待ケースとしている児童生徒等について
- 出欠の状況、家庭からの連絡の有無等を
- おおむね月1回

報告をお願いする場合があります。

※ 報告の依頼があった場合には、御協力をお願いします。

P7

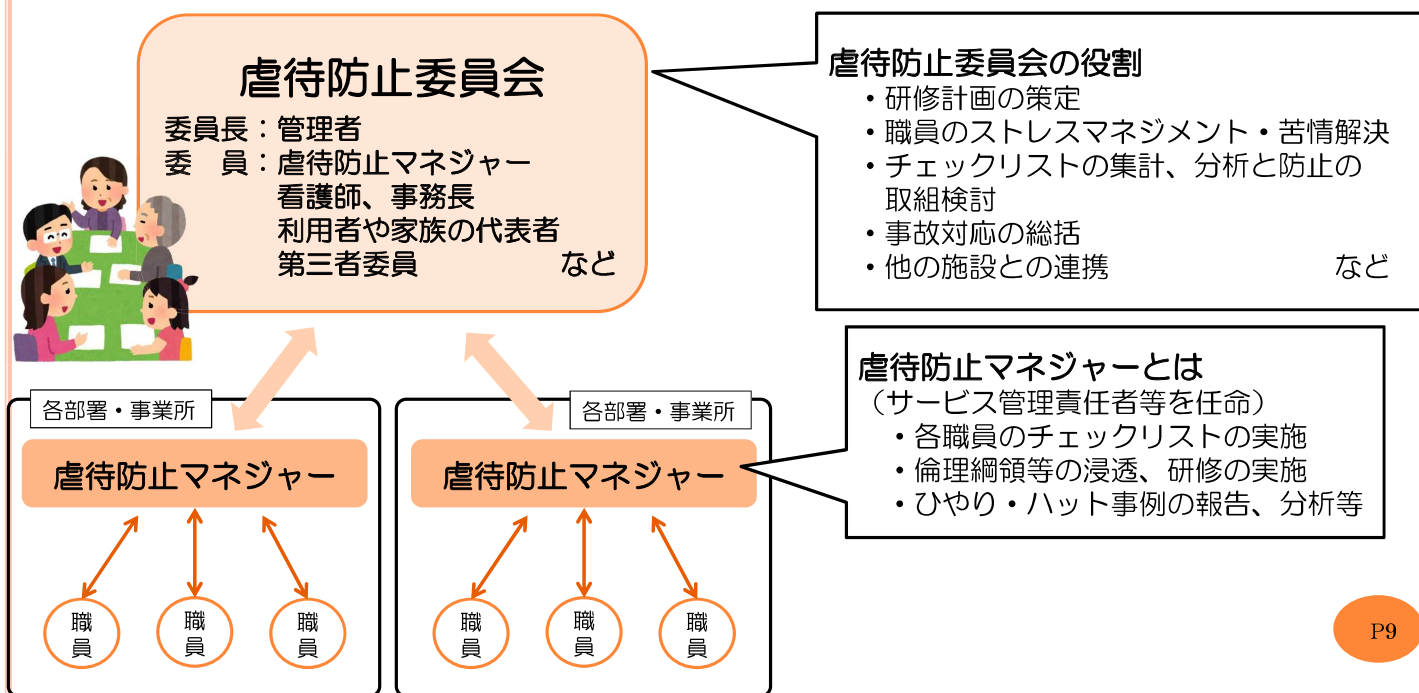
## 「虐待はどこの施設でも起こりうる」 意識が大切です

- 虐待は絶対にしてはいけない、起こるはずがない  
→ 虐待が起きていても、否定する心理の形成
- いつ虐待の芽が生まれるか分からない
- 支援のミス、虐待の芽を恐れない  
→ ミスや虐待の芽に気づかないことを恐れる  
→ ミスを自分で認め、認めた感性を認める職場に



P8

## 虐待防止の体制整備



P9

## 積極的な研修受講を

### 県障害者虐待防止・権利擁護研修

#### ○内容

- ・当事者、家族の声を聴く
- ・虐待の種別に応じた防止方法
- ・アンガーコントロール
- ・事業所の虐待防止体制の整備

#### ○期日

- 第1回：令和元年11月15日(金)、22日(金)
- 第2回：令和2年1月17日(金)、24日(金)

#### ○コース

設置者・管理者向けコース 及び 従事者向けコース

#### ○申込み期限

令和元年9月17日(火)

#### ○申込み方法

申込書を、(一社)栃木県社会福祉士会宛て、FAX送信してください。  
申込書は、各事業所(法人)宛て郵送で送付しています。

P10

## 事例集を作成しました

施設・事業所における虐待防止のための管理体制や日常の支援を見直し、利用者にとってより良い支援を行うための参考資料としてご活用ください。

### 【掲載事例】

- 虐待の自覚なく暴力で指示に従わせていた事例
- 利用者から殴られた職員が殴り返した事例
- 利用者をトイレの用具入れに閉じ込め、鍵をかけて放置した事例
- 療育の一環と称して利用児童に虐待を行っていた事例
- マッサージと称して性的虐待を行った事例
- グループホームの世話人が入居者の預金を着服していた事例

### 【活用方法】

- 事業者の立場で参考になる部分は、「事業者の視点から」としてまとめてあります。
- 虐待が起こる背景の考察、事業所の体制整備の参考資料に。
- 事業所内の研修の資料に。

事例集は、栃木県ホームページに掲載しています。

URL : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaiha/sesaku/gyakutaijireishu.html>

ホーム > 福祉・医療 > 障害者 > 障害福祉施策 >

障害者権利擁護・虐待防止に関する情報 > 障害者虐待対応事例集の作成について